

主な用語の定義

「常用労働者」

雇用期間を定めず雇用されている労働者をいう。日雇労働者や季節労働者など雇用期間に定めのある労働者のほか、雇用期間に定めがあつて契約期間を更新している労働者は除く。

また、以下の労働者も除く。ただし、イ) 又はウ) の者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている工場長などのような場合は常用労働者に含める。

ア) 事業主、社長 イ) 理事、取締役などの役員 ウ) 家族従業員

「1人平均賃金」

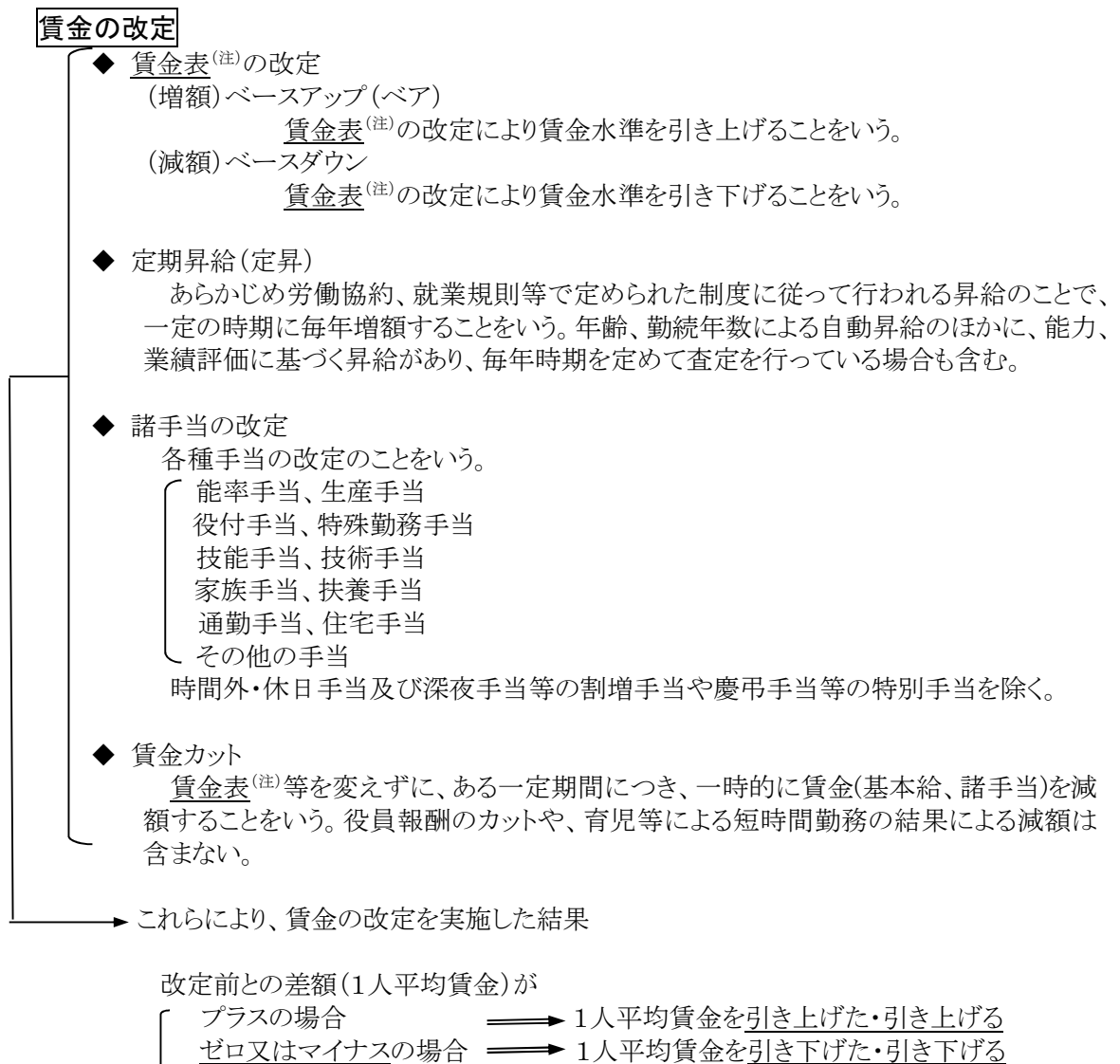
所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1人当たりの平均額をいう。

「1人平均賃金の改定額及び改定率」

1か月当たりの1人平均賃金の改定額及び改定率をいう。

「賃金の改定」

すべて若しくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給（定昇）、ベースアップ（ベア）、諸手当の改定等を行い、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含む。（下図参照）



注:「賃金表」とは、学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたものをいう。

「管理職」

常用労働者のうち、組織の管理に従事する者をいう。例えば、部長、課長、支店長など。なお、具体的な範囲については各社の規定による。

「一般職」

管理職以外の常用労働者をいう。

利用上の注意

- 1 平均値について
1人平均賃金の改定額、改定率等の平均値については常用労働者数による加重平均である。
- 2 統計表に用いている符号
「0.0」 …… 表章単位未満のもの。
「-」 …… 当該集計値がないもの。
「…」 …… 当該数値が不明若しくは表章することが不適当なもの。
「X」 …… サンプル数が少ないため掲載しないもの。
- 3 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。このため、項目の和が計の数値と一致しない場合がある。